



福岡県医発第 2261 号 (地)

平成 21 年 2 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

鞍手町乳幼児医療の支給に関する条例の一部改正について (通知)

去年 10 月 1 日より、鞍手町の乳幼児医療制度は、5 歳誕生日の属する月の月末までは自己負担なし、以降小学校就学前の 3 月 31 日までは福岡県制度と同様の取扱いとされているところですが、本年 4 月 1 日からは、小学校就学前まで、対象者は入院・入院外とも自己負担なしとの内容で条例改正案を議決した旨、鞍手町より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

改正内容につきましては別紙 1 のとおりとなりますので、貴会会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂  
医療保険副担当理事 島田昇二郎  
会長 丸山 泉

(公印省略)

20 鞍保保年第1295号

平成21年1月21日

福岡県医師会 会長 横倉 義武 様

鞍手町長 柴田 好輝

(保険健康課保険年金班)

鞍手町乳幼児医療の支給に関する条例の一部改正について（通知）

平素より、当町の乳幼児医療の円滑な運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去年10月1日より、鞍手町の乳幼児医療制度は、5歳誕生日の属する月の月末までは自己負担なし、以降小学校就学前の3月31日までは福岡県制度と同様の取扱いとしているところですが、本年4月1日からは、小学校就学前まで、対象者は入院・入院外とも自己負担なしとの内容で条例改正案を議決いたしました。度重なる制度の改正で大変ご迷惑をお掛けいたしますが、別紙のとおり改正内容資料を送付させていただきますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。今後とも本制度の円滑な実施にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

《問い合わせ先》

鞍手町役場保険健康課保険年金係

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705

Tel 0949-42-2111 (205)



## 鞍手町乳幼児医療費支給制度の改正概要 平成21年4月1日改正

下線箇所…現行制度より改正部分

### (1) 乳幼児医療費支給制度

|      | 現行（平成20年10月1日改正）                                                                   | 改正後（平成21年4月1日改正）        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 対象者  | 小学校就学前<br>（5歳以上：所得制限あり）                                                            | 小学校就学前<br>（5歳以上：所得制限あり） |
| 自己負担 | <u>5歳未満：なし</u><br><u>5歳以上：</u><br><u>入院外 600円／月（上限）</u><br><u>入院 500円／日（月7日限度）</u> | <u>小学校就学前まで：なし</u>      |

☆所得制限などにより対象とならない方もいます。

☆乳幼児医療制度は各市町村が実施している制度ですので、市町村によって制度内容が異なります。

鞍手町の受給者以外の方は、交付している市町村に直接お問い合わせください。

☆薬局では、今までどおり自己負担はありません。

### (2) 医療証について

改正に伴い、新しい医療証が必要な方にのみ、新しい医療証を交付します（3月上旬予定）。変更がない方は、現在お使いの医療証をそのまま使っていただきます。

また、今回の改正で受給者番号に変更はありませんが、有効期限の終了日などは受給者によって違いますので、受付の際には、医療証を必ずご確認くださいますようお願いいたします。